

鎌倉市指定サービス事業者等の指導及び監査実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、介護保険事業の運営が健全かつ円滑に行われるよう、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第23条、第42条第4項、第42条の3第3項、第47条第4項、第54条第4項、第54条の3第3項、第59条第4項、第76条、第78条の7、第78条の9、第83条、第83条の2、第90条、第100条、第114条の2、第115条の7、第115条の17、第115条の18、第115条の27、第115条の28、第115条の45の7及び第115条の45の8の規定に基づき、指定居宅サービス事業者、基準該当居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、基準該当居宅介護支援事業者、指定介護老人福祉施設、指定介護老人保健施設、指定介護医療院、指定介護療養型医療施設、指定介護予防サービス事業者、基準該当介護予防サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者、指定介護予防支援事業者及び基準該当介護予防支援事業者並びに法第115条の45の5に基づく介護予防・日常生活支援総合事業の指定事業者（以下「指定サービス事業者等」という。）に対して行う居宅サービス、地域密着型サービス、居宅介護支援、施設サービス、介護予防サービス、地域密着型介護予防サービス、介護予防支援及び介護予防・日常生活支援総合事業サービス（以下「介護給付等対象サービス」という。）の内容並びにこれらに係る費用（以下「介護報酬」という。）の請求に関して本市が行う指導及び監査の実施方法等の基本的事項を定めることにより、介護給付等対象サービスの質の確保及び保険給付の適正化を図ることを目的とする。

(指導及び監査の基本方針)

第2条 指導は、指定サービス事業者等に対し、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年神奈川県条例第20号）」、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（平成18年神奈川県規則第30号）」、「鎌倉市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年鎌倉市条例第24号）」、「鎌倉市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（平成29年鎌倉市規則第34号）」、「鎌倉市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（平成30年鎌倉市条例第62号）」、「鎌倉市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（平成30年鎌倉市規則第60号）」、「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年神奈川県条例第17号）」、「指

定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（平成25年神奈川県規則第27号）」、「介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成25年神奈川県条例第18号）」、「介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例施行規則（平成25年神奈川県規則第28号）」、「介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成30年神奈川県条例第46号）」、「介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例施行規則（平成30年神奈川県規則第37号）」、「指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年神奈川県条例第19号）」、「指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成25年神奈川県規則第29号）」、「指定介護予防サービス等の事業の人員、設備、運営等に関する基準等を定める条例（平成25年神奈川県条例第21号）」、「指定介護予防サービス等の事業の人員、設備、運営等に関する基準等を定める条例施行規則（平成25年神奈川県規則第31号）」、「鎌倉市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成24年鎌倉市条例第25号）」、「鎌倉市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例施行規則（平成29年鎌倉市規則第35号）」、「鎌倉市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成27年鎌倉市条例第55号）」、「鎌倉市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例施行規則（平成27年鎌倉市規則第44号）」、「鎌倉市介護予防・日常生活支援総合事業の第1号事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める要綱」、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成12年厚生省告示第19号）」、「指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第126号）」、「指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成12年厚生省告示第20号）」、「指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準（平成12年厚生省告示第21号）」、「指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第127号）」、「指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第128号）」、「指定介護予防支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第129号）」

号)」、「厚生労働大臣が定める一単位の単価(平成12年厚生省告示第22号)」及び「鎌倉市介護予防・日常生活支援総合事業の第1号事業に要する費用の額等を定める規則(平成29年鎌倉市規則第43号)」(以下「基準省令等」という。)に定める介護給付等対象サービスの取扱い及び介護報酬の請求等に関する事項についての周知徹底とその遵守を図ることを基本とする。

2 監査は、指定サービス事業者等の介護給付等対象サービスの内容又は介護報酬の請求に関して、不正又は著しい不当が疑われる場合等において、事実関係を的確に把握し、公正かつ適切な措置を講じることを基本とする。

3 指導及び監査に当たっては、当該指定サービス事業者等に関連する都道府県、市町村その他関係する機関等と連携を図って実施する。

(指導の形態)

第3条 指導の形態は、次に掲げるとおりとする。

(1) 集団指導

指定サービス事業者等のうち基準該当居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、基準該当居宅介護支援事業者、基準該当介護予防サービス事業者、指定介護予防支援事業者、基準該当介護予防支援事業者、指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者並びに法第115条の45の5に基づく介護予防・日常生活支援総合事業の指定事業者(以下「鎌倉市指定サービス事業者等」という。)を一定の場所に集めて、介護給付等対象サービスの取扱い、介護報酬の請求の内容、制度改正の内容等について講習等の方法により実施するとともに、後日、自己点検による人員や運営等の状況に係る資料の提出を受ける。

(2) 実地指導

指導の対象となる鎌倉市指定サービス事業者等に対し、基準省令等に基づき、事業所又は指定場所において、帳票類等関係書類の閲覧及び関係者との面談により次の形態で実施する。

ア 本市が単独で行うもの

イ 国、都道府県又は他市町村と本市が合同で行うもの

ウ 本市が法第24条の2第1号に規定する指定市町村事務受託法人に委託して行うもの

(実施計画)

第4条 市長は、集団指導及び実地指導の対象となる鎌倉市指定サービス事業者等を決定し、

当該年度の実施時期等に関する実施計画を作成するものとする。

(指導の方法等)

第5条 指導の方法等は、次に掲げるとおりとする。

(1) 集団指導

ア 市長は、集団指導の対象となる鎌倉市指定サービス事業者等を決定したときは、あらかじめ集団指導の日時、場所、出席者、指導内容、提出書類の内容、提出期限等を書面により通知しなければならない。

イ 集団指導は、介護給付等対象サービスの取扱い、介護報酬の請求の内容、制度改正の内容及び過去の指導事例等について講習等の方式により行う。この場合において、市長は、集団指導を欠席した鎌倉市指定サービス事業者等に対して、当日使用した書類を送付する等、必要な情報提供に努めるものとする。

ウ 市長は、提出された関係書類の内容を確認し、受理する。

(2) 実地指導

ア 市長は、実地指導の対象となる鎌倉市指定サービス事業者等を決定したときは、あらかじめ次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(ア) 実地指導の根拠規定及び目的

(イ) 当該鎌倉市指定サービス事業者等が行う介護給付等対象サービスの名称、当該介護給付等対象サービスを行う事業所の名称及び事業所番号

(ウ) 実地指導の日時及び場所

(エ) 指導担当者

(オ) 当該鎌倉市指定サービス事業者等の出席者

(カ) 準備すべき書類等

イ 実地指導は、提出された関係書類をもとに、当該鎌倉市指定サービス事業者等に対して説明を求め、面談方式で行う。

(指導の結果等)

第6条 市長は、実地指導の結果について、改善を要する事項及び介護報酬について過誤による調整を要する事項があると認められる場合には、後日、書面によってその旨を通知するものとする。

2 市長は、実地指導の結果を当該鎌倉市指定サービス事業者等に対して通知しなければならない。この場合において、改善を要する事項及び介護報酬について過誤による調整を要する

事項があると認められるときは、後日、書面によってその旨を通知するものとする。

3 市長は、第1項及び前項後段に規定する書面で通知した事項について、当該鎌倉市指定サービス事業者等に対し、書面による報告を求めるものとする。

4 市長は、実地指導中において、次に掲げる場合に該当すると確認したときは、実地指導を中止し、直ちに監査を行うことができる。

(1) 基準省令等に係る著しい違反があり、利用者及び入所者等の生命又は身体の安全に危害を及ぼすおそれがあると判断した場合

(2) 介護報酬の請求に誤りがあり、その内容が著しく不正な請求と認められる場合

5 市長は、指導の結果について、当該鎌倉市指定サービス事業者等に関連する都道府県、市町村その他関係する機関等へ情報提供を行うものとする。

(監査の基準)

第7条 監査は、次に掲げる情報等から、指定サービス事業者等が基準省令等に違反していると認められる場合に行うものとする。

(1) 本市へ寄せられる通報、苦情及び相談等に基づく情報

(2) 国民健康保険法第45条第5項に規定する国民健康保険団体連合会（以下「連合会」という。）及び法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターへ寄せられる情報

(3) 連合会、市町村から本市へ寄せられる情報

(4) 法第115条の45第3項第1号の介護給付等に要する費用の適正化のための事業による分析から特異傾向を示す指定サービス事業者等に関する情報

(5) 法第115条の35第1項及び老人福祉法第12条の3に基づく報告をしていない指定サービス事業者等に関する情報

(6) 法第23条に基づき指導を行った市町村又は法第24条に基づき指導を行った都道府県が、指定サービス事業者等が基準省令等に違反していると確認した情報

(監査の実施方法)

第8条 市長は、基準省令等に違反していることを確認するために必要があると認める場合は、指定サービス事業者等に対し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、出頭を求め、又は関係者に対して質問し、若しくは当該指定サービス事業者等の当該指定に係る事業所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査（以下「実地検査等」という。）を行うものとする。この場合において、市長は、実地検査等を行う前に、当該指定サービス事業者等に対し、その旨の情報提供を行うものとする。ただし、緊急に実地検査等を実施す

る必要があると判断した場合は、この限りでない。

- 2 前項の場合において、都道府県が指定の権限を持つ指定サービス事業者等について、実地検査等を行うときは、事前に実施する旨の情報提供を当該都道府県知事に対し行うものとする。
- 3 市長は、実地検査等の結果について、指定サービス事業者等に対し、後日、書面によってその旨を通知するものとする。この場合において、基準省令等に違反していることを確認したときは、都道府県に通知を行うものとする。
- 4 市長は、実地検査等の結果、基準省令等に違反していないが、改善を要する事項があると認められる場合には、前項に規定する書面で通知した事項について、当該指定サービス事業者等に対し、書面による報告を求めるものとする。

(勧告、命令等)

第9条 市長は、鎌倉市指定サービス事業者等が基準省令等に違反していることを確認した場合は、当該鎌倉市指定サービス事業者等に対し、期限を定めて、書面により基準省令等を遵守すべきことを勧告することができる。この場合において、当該鎌倉市指定サービス事業者等は、期限内に書面により報告を行わなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた鎌倉市指定サービス事業者等が同項の期限内にこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。
- 3 市長は、第1項の規定による勧告を受けた鎌倉市指定サービス事業者等が、正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該鎌倉市指定サービス事業者等に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命令することができる。この場合において、当該鎌倉市指定サービス事業者等は、期限内に書面により報告を行わなければならない。
- 4 市長は、前項の規定による命令をした場合は、その旨を公示しなければならない。

(指定の取消し等)

第10条 市長は、法第77条、法第78条の10、第115条の19、第115条の29及び第115条の45の9の各号のいずれかに該当する場合においては、当該鎌倉市指定サービス事業者等に係る指定の取消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止（以下「指定の取消し等」という。）することができる。

(監査の結果に係る措置等)

第11条 市長は、当該鎌倉市指定サービス事業者等が前条に規定する指定の取消し等の処分に

該当すると認められる場合は、監査後、取消処分等の予定者に対して、行政手続法（平成5年法律第88号）第13条第1項各号の規定に基づき、聴聞又は弁明の機会の付与を行わなければならない。ただし、同条第2項各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- 2 市長は、指定の取消し等の処分を決定したときは、当該鎌倉市指定サービス事業者等に対して、措置の種類、根拠規定、その原因となる事実、取消訴訟の提起に関する事項等について、書面により通知するものとする。
- 3 市長は、前項の規定による指定の取消しをした場合は、その旨を公示しなければならない。
- 4 市長は、勧告、命令、指定の取消し等を行った場合に、保険給付の全部又は一部について、法第22条に基づく不正利得の徴収等として徴収を行うものとする。
- 5 市長は、介護予防・日常生活支援総合事業の指定事業者を除く鎌倉市指定サービス事業者等に対して命令又は指定の取消し等を行った場合には、当該事業者等に対し、原則として、法第22条第3項の規定により、返還額に100分の40を乗じて得た額を支払うよう指導するものとする。

（その他の事項）

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

付 則

この要綱は、平成19年3月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成20年1月23日から施行する。

付 則

この要綱は、平成31年4月17日から施行する。